

令和4年度 神奈川県予算・政策に関する要望

我が国経済は、昨年来の新型コロナウイルスの影響の継続により低迷を続けております。今後、ワクチン接種の進展で経済活動の再開が期待されていますが、デルタ型などの変異株は、ワクチンの有効性等に影響を与えることが懸念されます。

中小企業・小規模事業者は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用期間の長期化による国内外の需要の蒸発などにより、幅広い業種で厳しい経営環境に置かれています。国や県の各種支援策を最大限活用しながら、事業存続のための努力を続けておりますが、今年に入り新型コロナ関連の倒産は増加傾向にあり、コロナ禍がさらに長期化した場合、倒産・廃業の急増や県経済の収縮が避けられない状況です。

県では、感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、感染リスク低下に向けた取組みや新しい生活様式の定着促進、中小企業の経営相談、融資、協力金や補助金による支援など、数々の対策を展開されています。しかしながら、コロナ禍による県経済のダメージを極力抑え、コロナ後の持続的成長・発展につなげるには、さらなる施策展開が不可欠です。

もとより、地域の総合経済団体である私ども商工会議所は、長期化するコロナ禍において、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして事業者に寄り添った支援を実施してきました。今後も、県内の14商工会議所が相互に連携しながら、厳しい経営状況にある県内中小企業・小規模事業者の支援や県経済の活性化に全力を尽くす所存ですが、県においては、中小企業・小規模事業者の経営安定化と地域経済を下支えする商工会議所活動が円滑に進むよう一層の支援強化をお願いします。

本要望書では、14商工会議所の「共通要望」として、次の3つの要望をとりまとめました。

- 1 中小企業・小規模事業者支援及び地域活性化施策の充実・強化
- 2 産業活動の基盤となる道路・鉄道等の社会資本の整備・充実
- 3 商工会議所の中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の充実・強化

また、各商工会議所の独自要望として「個別要望」を掲げております。

県においては、令和4年度県予算・政策において、これらの要望に盛り込まれた要望事項に対し、特段の配慮・支援をお願いします。

【共通要望】

I 中小企業・小規模事業者支援及び地域活性化施策の充実・強化

中小企業・小規模事業者は、全企業数の約9割、雇用の約7割を担い、地域に密着した経営を行っております。そのため、地域経済の活性化と県内経済の発展・成長のためには、中小企業・小規模事業者の活力強化、持続的発展が不可欠です。

今後、コロナ禍からの復興に向け、新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築、生産性向上につながるDX推進等に挑戦し続けることが必要であり、こうした挑戦を積極的に後押ししていくことが求められています。

また、観光は、関連する産業の裾野が広く、需要拡大や雇用創出など、地域経済の活性化に大いに寄与します。現状では当面、インバウンドの回復は見通せないため、国内観光に着目した需要喚起策を推進し、観光関連事業者の経営再建を図っていくことが必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症や地震災害、頻発する集中豪雨等の自然災害等を想定し、事前の備えや事後のすみやかな復旧方法等を内容としたBCP（事業継続計画）等を定め、危機発生時の事業継続力を強化する必要があります。

そこで、県におかれでは、本要望に盛り込んだ項目について、積極的かつ強力な後押しをお願いします。

【重点要望】

1 コロナ禍からの復興支援

- (1) コロナ禍により深刻な打撃を被った事業者の復活に向けた支援策の実施
- (2) インバウンド需要が見込めない観光関連事業者の支援に向けた実効ある取組みの展開

2 生産性向上につながるDX推進への支援

3 新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築への支援と障壁となる既存の規制の緩和

4 感染症や災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援

【要望項目】

- 5 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）の着実な推進と小規模企業に特化した支援策の充実強化
- 6 2050年カーボンニュートラルに向けた対応
- 7 多様な人材確保・育成のための支援
- 8 安定的な経営の基盤となる適正な取引環境の整備、大企業と中小企業の新しい

共存共栄関係の構築

- 9 商店街の活性化・活力向上に向けた支援
- 10 最低賃金引上げの慎重な対応と制度の抜本的見直し等の国への働きかけ
- 11 創業・起業に対する支援
- 12 円滑な事業承継に向けた支援
- 13 公共事業費予算の確保と地域内企業への優先発注
- 14 地場産業の一層の振興に向けた支援策の充実強化
- 15 産・学・公連携を推進する体制の充実・強化、知的財産の創造・活用の促進
- 16 企業誘致の一層の促進と支援策の充実強化
- 17 特区制度の積極的活用による地域経済活性化施策の充実強化
- 18 海洋ツーリズムの構築を目指す「相模湾からの経済活性化会議」への協力・支援

[説明資料]

1 コロナ禍からの復興支援

(1) コロナ禍により深刻な打撃を被った事業者の復活に向けた支援策の実施

【重点要望】

(説明)

コロナ禍による経済の停滞、自粛・休業要請等により、飲食店・カラオケ店、観光関連産業、イベント業や整体・マッサージ業など、規模、業種を問わず、深刻な打撃が広がり続けております。

県においては、休業に対応した事業者への協力金支給や制度融資を活用した金融支援、店舗の感染防止対策の支援、売上が減少した事業者への再起支援などの取組みを進めてきましたが、すべての事業者がこの正念場を乗り越えられるよう、事業継続のための支援を迅速に実施するとともに、強化・拡充するよう要望します。

また、県では、昨年度に引き続き、今年度においても、商店街の活性化及び地域における消費を喚起するため神奈川県商店街等プレミアム商品券支援事業費補助金の実施を予定しています。この事業は、地域商業の活性化、消費喚起に有用であり、その継続と拡充を要望します。加えて、コロナ禍の状況に応じて、一層の金融支援策や需要喚起策など、追加支援策を躊躇なく講じるよう要望します。

コロナ禍により収入が減少している法人等に対しては、県税の納税猶予や猶予期間中の延滞金免除の措置を講じるとともに、赤字法人にも課税される法人県民税均等割については特例措置として減免の検討を要望します。

(2) インバウンド需要が見込めない観光関連事業者の支援に向けた実効ある取組みの展開【重点要望】

(説明)

コロナ禍により国内観光の需要の激減、インバウンド需要の消失が、観光産業全体に多大な影響をもたらしています。長引くコロナ禍で大きなダメージを受けた宿泊・飲食業、交通事業者など観光関連事業者の経営再建のため、県内旅行割引キャンペーンの再開・拡充を要望します。

また、令和4年にNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送が予定されています。この大河ドラマの放送を契機に、鎌倉市の関係機関25団体で構成される大河ドラマ「鎌倉殿の13

人」鎌倉市推進協議会（会長・鎌倉商工会議所会頭）が設立されました。この協議会は舞台となる鎌倉市及び関係自治体の歴史・文化を全国に発信するとともに、混雑対策など地域の課題を踏まえた観光振興による地域の活性化を図ることを目的としております。県では、大河ドラマの放送等の機会を捉えて、県外からの観光客の誘客や県内周遊を促進するため、これらの関係機関と連携したプロモーションを実施するよう要望します。

コロナ禍を契機に、テレワークによる在宅勤務など働き方改革が進む中、旅行先で仕事を行う「ワーケーション」や出張先でのレジャー・延泊での旅行を行う「ブレジャー」など、新たな働き方が注目されております。県においては、企業活動に配慮した働き方・休み方の多様化に伴う新しい旅行スタイルの定着・促進に向けて取組みの継続・強化を図るよう要望します。

さらに、インバウンドについては、需要が回復するまでの期間を活用し、県がこれまで進めてきた受入環境整備や観光資源の発掘・磨き上げ、観光人材の確保・育成などについて、引き続き戦略的に取り組み、将来に向けて反転攻勢するための基盤を着実に整備するよう要望します。

特に、キャッシュレス決済が進んでいる国・地域からの訪日外国人観光客など、観光需要を的確に取り込めるよう、現金決済を中心の中小・小規模の飲食・小売店をはじめ、鉄道・タクシーや美術館・博物館等の一層のキャッシュレス化など、決済手段としてのキャッシュレス環境が一層進むよう、普及啓発や導入支援等の促進を図るよう要望します。

2 生産性向上につながるDX推進への支援【重点要望】

(説明)

中小企業・小規模事業者は、コロナ禍からの再起に向けて、需要構造の変化など外部環境の激変に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービスの開発、ビジネスモデルの転換や生産性向上に挑戦していくことが必要です。

しかしながら、中小企業・小規模事業者においては、現在、急激な経営環境の変化と業績悪化の中にあって、専門知識の不足や導入効果の不透明さ、予算確保の困難さ、IT人材の不足などからDX推進に踏み切れない事業者が少なくないのが実情です。

県においては、テレワークの導入促進と継続・定着を図ることを目的として、テレワーク導入促進事業費補助金を実施していますが、その継続と拡充を要望します。

また、新たな販売拡大の手段として、中小企業・小規模事業者でも取り組みやすいECサイトや、オンライン展示会・商談会等の活用による販路開拓について、サイト構築や、出店・決済・物流に必要な費用等の助成を要望します。

併せて、企業規模に見合ったICTの導入・活用を通じて身近な経営改善や生産性向上につながるよう、成功事例の周知等の普及啓発を実施するとともに、導入機器や導入効果等の

専門家によるコンサルティングや助成措置の実施など、一層の支援策を講じるよう要望します。

さらに、ＩＣＴを活用する際には情報セキュリティ対策も同時に行う必要があるため、企業情報のセキュリティに対するリテラシーの向上、ソフト・設備等の導入の支援を要望します。

3 新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築への支援と障壁となる既存の規制の緩和【重点要望】

(説明)

中小企業・小規模事業者は、コロナ禍からの再起に向け、需要構造の変化など外部環境の激変に対し、ビジネスモデルの転換やイノベーション、生産性向上等に積極的に挑戦し続けることが必要であり、こうしたチャレンジを強力に後押しすることが不可欠です。

神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金（ビジネスモデル転換事業）は公募開始後、僅かな期間で受付終了となりました。新商品・新サービスの開発・提供に取り組む事業者にとって非常に有用な補助金であり、再開を求める声が多く寄せられていることから、その継続と拡充を要望します。

また、新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換や事業再構築を図る上で、障壁となっている既存の規制を緩和するよう要望します。

(規制緩和の具体例)

- 飲食店が新たに製造や販売の営業許可を取得する際に必要とされる許認可手続きの簡素化・施設基準の緩和
- テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長・恒久化・許認可手続きの簡素化及び歩行者利便増進道路（ほこみち）制度への円滑な移行の推進
- 在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する料飲店等期限付酒類小売業免許の再適用

4 感染症や災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援【重点要望】

(説明)

中小企業・小規模事業者の事業継続力強化に向けては、これまででもBCP（事業継続計画）策定の普及促進が進められてきましたが、規模の小さな事業者ほど認知度が低い状況にあります。こうした実態の中、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は大多数の事業者にとって想定外のリスクであり、多くの中小企業・小規模事業者が緊急の対応に迫られ、事業継続の危機にさらされています。

県においては、今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ、自然災害等の中小企業の経営を取り巻くリスクを想定し、BCP等策定・活用事例の収集・周知やセミナーの実施などにより一層の普及啓発を進めるよう要望します。また、県では、本年度、BCPの策定やBCPに基づく対策を行うBCP策定支援融資制度を設けましたが、計画策定のインセンティブを高めるための一層の支援策を講じるよう要望します。

(支援策の例)

- ・ 資金余力に乏しい中小企業の防災・減災対策を後押しするため、計画策定の際のコンサルティングや災害等に備えるための事前準備や事業継続のための設備・システム等の導入費用に対し、県独自の助成措置の創設
- ・ 認定中小企業に対する官公需の受注機会の確保など

5 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）の着実な推進と小規模企業に特化した支援策の充実強化

(説明)

県では、平成31年3月、中小企業・小規模企業活性化の総合的かつ計画的な推進を図るために、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）を改定しました。計画の中で盛り込まれた取組みは、本要望にも沿った、どれも重要なものばかりですので、「中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！活気あふれるかながわ」のテーマのもと着実に実行するよう要望します。

特に、経営基盤が脆弱な「小規模企業」を対象にした活力強化につながる特段の支援策の充実・強化を要望します。

さらに、令和元年度に創設された県版持続化補助金（神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金）は、昨年度に続き本年度も休止となっておりますが、早期の再開と拡充を要望します。

6 2050年カーボンニュートラルに向けた対応

(説明)

令和2年10月に、国は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。このカーボンニュートラルへの挑戦が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想で、日本全体で取り組んでいくことが重要です。

カーボンニュートラルの取組みには、企業数の約9割を占める中小企業・小規模事業者の自主的な取組みを推奨し、こうした動きを国等が積極的に支援していくことが必要です。

具体的には、脱炭素化効果の高い設備への転換・導入などグリーン対応補助金の新設・拡充や、省エネと併せ経営改善・生産性向上につながる設備投資への補助、税制・資金調達上の優遇措置、個別コンサルティングなどの支援強化などが強く求められています。県においては、かながわスマートエネルギー計画に基づいた中小企業向けの省エネ推進支援施策なお一層の充実に努めるとともに、国等の関係機関に対し、中小企業のカーボンニュートラルの取組みへの支援について特段の働きかけを行うよう要望します。

7 多様な人材確保・育成のための支援

(説明)

人口減少が叫ばれる中で、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保・育成は引き続き大きな課題です。今後「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルや業務体制の転換を進めるためにも、次の3点について要望します。

① コロナ禍における人材確保のための支援の継続・強化

中小企業・小規模事業者は、大企業に比べ、知名度や職種の魅力、募集ノウハウの不足などにより、十分な採用活動ができず、採用してもミスマッチ等により退職してしまうなどの悩みを抱えています。特に、今回のコロナ禍により従来の集合型・対面式の採用活動ができず自社の十分なPRができていない事業所も少なくありません。

県においては、現在のコロナ禍のような厳しい状況下にあっても、中小企業・小規模事業者における人材確保が円滑に進むよう、Web上での合同会社説明会開催はもとより、Web上で採用活動に事業者への採用時のサポートや費用助成など、必要な支援を強化するよう要望します。

加えて、優れた技術・サービスの提供等を行う地域の中小企業・小規模事業者を発掘し、その魅力を発信することも求職者の関心の惹起につながるため、がんばる中小企業発信事業の再開・充実のほか、様々な機会をとらえ、様々な方策により、事業者の魅力発信に取り組まれるよう要望します。

② 多様な人材、特に「女性」「外国人材」のさらなる労働参画と活躍推進の加速化

女性の活躍は、イノベーションの創出や企業価値・業績の向上を通じて経済社会の成長発展に寄与することから、県においては、引き続き一層の就業促進とその環境整備に取り組まれるよう要望します。

外国人材については、受け入れたことがない中小企業・小規模事業者の中には、採用に向けての準備や相談窓口、受入れ体制などが分からずに人材の確保が進まないことが少なくありません。

県においては、中小企業・小規模事業者が、外国人材を円滑に受け入れられるよう外国人材の採用・定着のための情報・ノウハウの提供をはじめ、外国人材向けの就職情報の提供、県内中小企業等への就職を希望する外国人材と受入れを希望する中小企業等とのマッチング支援、受入業種・分野のさらなる拡大などの取組みを継続・強化するよう要望します。

③ 産業人材育成のための研修機会の継続・充実

I o TやA I、ロボット技術等の新たな技術革新により産業構造が大きく変化する中で時代や企業が求める技術や能力も変わりつつあるため、県においては、従業員の職業能力開発や専門的スキル向上のため、産業界や企業が求める多様なニーズに即応した研修・講習機会の継続・充実を要望します。

また、従業員の研修会等への参加促進のため、参加費助成などの措置を検討するとともに、専門資格を要する業種については、資格取得が円滑に進むよう、専門学校等と連携し、負担軽減措置など、支援措置を講じるよう要望します。

8 安定的な経営の基盤となる適正な取引環境の整備、大企業と中小企業の新しい共存共栄関係の構築

(説明)

中小企業・小規模事業者がビジネスモデルの転換や業務体制の構築を行い、経営の安定化を図るために、その基盤ともいえる公正な取引環境を整備する必要があります。

今般のコロナ禍においては、感染拡大期に縮小した業務体制下で下請事業者が感染リスクを抱えながら現場の作業を余儀なくされたり、コロナ禍の混乱に乗じて親事業者から契約の打ち切りや適正なコスト負担なしでの低価格での受注等のしわ寄せが懸念されています。また、「働き方改革」に関しても、時間外労働の上限規制により大企業からの短納期発注等に対

応せざるを得ない中小企業・小規模事業者へのしわ寄せが懸念されています。

県においては、適正な取引環境の整備に向け、産業界のみならず、県全体での機運の醸成や普及啓発を図るとともに、大企業による中小企業・小規模事業者へのしわ寄せ防止のため、取引条件や商慣習を含め、企業間取引の適正化やその監視・推進体制の強化を図るよう要望します。

国では、大企業と中小企業の経営者が「パートナーシップ構築宣言」を公表することにより、新たな共存共栄関係の構築を目指す取組を進めており、県においても、周知・広報はもとより、企業への働きかけを実施するよう要望します。

9 商店街の活性化・活力向上に向けた支援

(説明)

商店街は近年、大型店との競合やネット販売の影響等による売上げの低迷、店主の高齢化・後継者不足による空き店舗の増加等から衰退を招いている地域も少なくありません。加えて、今般のコロナ禍による売上の激減により商店街は大きな打撃を受け、事業承継等の課題と相まってさらなる衰退を招きかねない状況になっています。

商店街の活性化は地域の活性化に直結するため、県においては、創意工夫をこらし魅力的な取組みや先駆的な取組みに対し、引き続き、必要な助成措置の実施や専門家の派遣など、ハード・ソフトからの積極的な支援を行うよう要望します。

また、商店街が今般のコロナ禍を乗り越え、事業を継続し、商店街や地域の活性化につなげていけるよう、商店街におけるプレミアム商品券の発行による消費喚起策に対する助成など、必要な支援策を継続・強化するよう要望します。

10 最低賃金引上げの慎重な対応と制度の抜本的見直し等の国への働きかけ

(説明)

最低賃金は、政府の方針により、毎年、大幅な引上げが続けています。今年、当連合会では、コロナ禍により「引上げ凍結」を強く主張しておりました。しかしながら、前年度比28円増の1,040円となったことは極めて残念であり、到底納得できるものではありません。

また、本県の最低賃金は、隣接する山梨県（866円）、静岡県（913円）との間に大きな格差があります。こうした隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

さらに、現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部を比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としており、これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることからも明らかであり、県のエリアを区切った決め方が適当と考えています。

こうした状況を踏まえ、当連合会では、毎年、当連合会単独で、また、県内中小企業経済団体と合同で国に要望活動を実施していますが、県においても、こうした状況を斟酌の上、引き続き、国への強い働きかけを要望します。

(国への要望の項目)

- ・審議に当たっては、先に目標ありきでなく足元の景況感や地域の経済情勢、中小企業・小規模事業者の置かれた厳しい実態を十分に把握され、厳に慎重に対応すること
- ・最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細かな制度設計を導入すること
- ・発効日は10月1日ではなく、改定後の最低賃金に対応するための準備期間が確保可能な年度当初とすること

11 創業・起業に対する支援

(説明)

創業・起業は、希望者や準備者向けの取組みとともに、創業・起業が身近な選択肢となるよう学校教育段階からの機運の醸成や、若年者やセカンドキャリア、シニアなど、幅広い層に普及啓発を図っていくことが求められています。

また、創業・起業の支援に当たっては、経営基盤が脆弱な創業初期企業が創業後5年ほどで迎える試練（いわゆる「死の谷」）を乗り越えられるよう、創業前からの事業計画の磨き上げや成長性・将来性に重点を置いた資金供給など、成長軌道に乗せるための経営安定化に向けた支援が必要です。

県では、県中小企業・小規模企業活性化推進計画において、「2025（R7）年度までに開業率を10%にする」という数値目標を立て、（公財）神奈川産業振興センターを中心支援機関として取組みを進めてきており、令和元年11月には、鎌倉市に、若年者向け起業支援拠点「HATSU鎌倉」を開設するなど取組みを強化してきています。

県においては、引き続き、創業・起業の機運醸成や普及啓発、創業初期企業に対する経営安定化の支援など、総合的な支援の充実を図られるよう要望します。

なお、コロナ禍での支援の際には、大きな影響を受ける創業予定者や創業初期企業が、業

歴や売上減少要件等から支援策が活用できることのないよう、県支援策の要件緩和など、特段の配慮をお願いします。

12 円滑な事業承継に向けた支援

(説明)

経営者の高齢化が進み「大事業承継時代」が到来する中、県においては、平成30年6月に地域別ネットワークのための神奈川県事業承継支援戦略を策定するなど、取組みを強化・拡充してきています。さらに、令和3年4月には神奈川県事業引継ぎ支援センターと神奈川県事業承継ネットワークを統合し、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターが設置され、事業承継全般に関する相談窓口を一本化し、ワンストップでの支援を開始しています。こうした取組みにより、引き続き、喫緊の課題である事業承継支援を強化するよう要望します。

特に、後継者や後継者の親族が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断る事例も少なくなく、借入の「経営者保証」が事業承継促進の大きな阻害要因となっています。この問題の解決のため、令和2年4月から事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドラインの特則」の運用が開始されました。この特則は、債務保証の引継ぎ問題を解決する大きな一助となりますので、県においては、中小企業経営者はもとより、支援機関、金融機関などに一層の周知徹底とその活用の促進を図るよう要望します。

また、事業承継税制の利用に必須な特例承継計画については、申請期限まで2年を切っています。その認知度は高くないため、県においては、さらなる周知を図るとともに、県の窓口において、計画作成のための必要な支援など、利用促進をさらに強力に推し進めるよう要望します。

13 公共事業費予算の確保と地域内企業への優先発注

(説明)

高度経済成長期などに集中的に整備された諸社会資本は老朽化等により重点的な整備が求められています。また、地震や台風・集中豪雨等の自然災害にあっても人流・物流機能が維持されるよう社会資本の整備も重要です。県においては、県民が安心・安全に生活することができるよう、必要な公共事業予算の確保について、引き続き要望します。

併せて、事業に優先順位をつけ、競争原理だけによることなく県内企業育成と雇用確保の

視点から、災害時における協力や地域のボランティア活動など、様々な面で地域と深く関わり地域貢献を行う地元企業優先に十分配慮した発注を行うよう、引き続き要望します。

14 地場産業の一層の振興に向けた支援策の充実強化

(説明)

県内には古くから地場産業が発達し、伝統的技術・工芸品が数多く残っています。しかしながら、地場産業を取り巻く経営環境は、消費者ニーズの多様化や海外からの安価な輸入品の増大、他産地との競争激化が進み、厳しい状況に置かれています。

地場産業の振興は、農商工連携の活発化や観光の振興に多大な波及効果をもたらすことから、県においては、地場産業の振興に向けた施策の充実強化を要望します。特に、経営基盤が脆弱な小規模事業者が多い地場産業の現状に鑑み、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化まで、人材面や資金面での積極的な支援を行うよう要望します。

また、観光情報ウェブサイト等での掲載、「かながわの名産100選」の周知やアンテナショップの活用などにより、県内地場産品の魅力発信や販売促進のため取組みを一層強化するよう要望します。

15 産・学・公連携を推進する体制の充実・強化、知的財産の創造・活用の促進

(説明)

本県には、優れた技術開発力を持つ中堅・中小企業のほか、大学、研究機関など研究開発機関が多数集積しています。そのため、付加価値の高い新製品・新サービスの開発や共同研究、開発製品の分析・評価など、企業間や、大学、研究機関との産・学・公連携によるオープンイノベーションの活発化が期待されています。中小企業・小規模事業者が研究開発の相手先を見つけることは難しいため、これを促進するコーディネーターの活動が重要になっていきます。

県においては、企業間及び産・学・公のマッチング支援、コーディネーターやコーディネート企業の育成など、産・学・公連携を推進する体制を一層充実・強化するよう要望します。

また、企業にとって技術開発の成果を保護するための知的財産がますます重要になっていくことに鑑み、特許取得の一層の促進のため、中小企業等を対象とした特許料等の軽減制度について一層の周知に努め、中小企業・小規模事業者における知的財産の創造や活用の促進を図るよう要望します。

16 企業誘致の一層の促進と支援策の充実強化

(説明)

県においては、県内各地への企業立地の促進が一層進むよう、市町村や関係機関・団体とも緊密な連携を図りながら、県内外への本県立地の魅力の発信や企業誘致のための支援措置の充実強化など、必要な取組みを一層促進するよう要望します。

また、セレクト神奈川N E X Tがより有効かつ積極的に活用されるよう一層の取組みを要望します。

17 特区制度の積極的活用による地域経済活性化施策の充実強化

(説明)

特区の活用は一層の地域経済活性化に資するため、県においては「さがみロボット産業特区」や「国家戦略特区」など、国が主導する産業政策を有効活用し、関連産業の集積を促進するとともに、従来から高度な技術力を有する地元中小企業・小規模事業者を積極的に連携させ、相乗効果が発揮されるよう、一層の誘導策を展開するよう要望します。

また、こうした特区制度を有効活用し、さらなる企業集積を図るために、具体的・積極的な情報提供（参画の方法や参画企業、成果の公表等）を引き続き要望します。

さらに、三浦市の三崎漁港の高級リゾート施設整備などを内容とする三崎漁港における国際的経済活動拠点の整備については、令和元年12月、国家戦略特別区域諮問会議で区域計画が認定されました。同計画の推進は、県の三浦半島魅力最大化プロジェクト（令和2年3月改定）等とも相まって、三浦半島地域の一層の地域経済活性化に資するものですので、県においては、同計画の施設整備に向けた取組みに進めるとともに、コロナ禍収束後の国内観光客に対する誘客促進なども視野に入れ、同計画を起爆剤とした三浦半島地域の地域経済活性化に向けた積極的な施策の展開を要望します。

18 海洋ツーリズムの構築を目指す「相模湾からの経済活性化会議」への協力・支援

(説明)

県では、神奈川の海の魅力の発信と国内外から観光客を呼び込むため、かながわシープロジェクトを推進しています。

一方で、相模湾に面して海と海岸という共通の地域資源を持つエリアの経済団体が連携し、それぞれの地域資源を活かした経済活性化策を共に考え、実行していくことを目的に、県内の7商工会議所と7商工会で「相模湾からの経済活性化会議」を平成30年4月に発足させ、活動を開始したところです。

県においては、かながわシープロジェクトの一層の推進を図るとともに、将来的に海洋ツーリズムの構築を目指す同会議の諸活動への協力・支援や、かながわシープロジェクトで展開する事業との連携等について引き続き要望します。

【共通要望】

Ⅱ 産業活動の基盤となる道路・鉄道等の社会資本の整備・充実

中小企業・小規模事業者の産業活動が円滑に行われるためには、その基盤となる道路網や鉄道網等の社会資本の整備・充実、既存社会資本の再整備が欠かせないものとなっています。

道路は、社会経済の発展や災害時において大きな役割を果たしていますが、県内における道路整備状況は十分でなく、県内各所では広域交通による容量を超える流入や都市交通の集中による激しい交通渋滞が生じています。この解消と未来に向けた交通網の整備は、社会経済を支える重要なインフラとして進めていく必要があります。

また、鉄道網の整備は道路網の整備と並んで、社会資本整備の基本であり、環境面の負荷も少なく、大量で高速の人・モノの移動を可能にする鉄道網の整備、ネットワーク化に関して今後も着実な推進が必要です。

県では法人二税の超過課税延長に伴う財源を活用し、県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備を推進するとしていますが、さらなる社会資本の整備・充実に向けて、次の項目について要望します。

【要望項目】

- 1 主要幹線道路網の整備及びネットワーク化の促進
 - (1) 首都圏中央連絡自動車道（神奈川県区間の高速横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の整備促進
 - (2) 新東名高速道路、厚木秦野道路の早期建設とアクセス道路となる主要地方道の渋滞区間や危険箇所の改善
- 2 頻発・激甚化する大規模自然災害の予防・減災のための社会資本の再整備の促進
- 3 鉄道網の整備及びネットワーク化の促進
 - (1) リニア中央新幹線・神奈川県駅整備の促進
 - (2) 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」（平成 28 年 4 月）対象プロジェクト路線（本県関係 6 路線）の早期実現
 - (3) 東海道新幹線新駅の設置促進とツインシティ構想の早期実現
 - (4) 相模線複線化の早期実現

[説明資料]

1 主要幹線道路網の整備及びネットワーク化の促進

(1) 首都圏中央連絡自動車道（神奈川県区間の高速横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の整備促進

(説明)

県内の交通渋滞の緩和、CO₂排出量削減を促進するには圏央道神奈川県未開通区間である高速横浜環状南線、横浜湘南道路の整備は急務であり、このことにより周辺の幹線道路等の慢性的な交通渋滞の緩和とともに、県内への新たな企業立地の促進や、沿道市町の活性化なども図られます。

また、高速横浜環状南線及び横浜湘南道路は、横浜横須賀道路と連結することにより保土ヶ谷バイパスに集中する交通量を分散し、圏央道の一部として東名高速、中央道及び関越道への所要時間の大幅な短縮と交通量の適正化、ひいては三浦半島への交通アクセスの向上により、県央部、県西部からの新たな観光客誘致に格段の効果、さらには、地震等の災害時における被災者支援の物資輸送など緊急輸送道路としての機能が期待されるなど、その効果は計り知れないものがあります。

県においては、これまで以上に、国等の関係機関に対し、遅延することなく事業展開を図るよう特段の働きかけを行うとともに、インターチェンジ周辺に重点をおいたアクセス道路の一体的な整備促進を行うよう要望します。

(2) 新東名高速道路、厚木秦野道路の早期建設とアクセス道路となる主要地方道の渋滞区間や危険箇所の改善

(説明)

新東名高速道路、厚木秦野道路については、県の相模川以西の社会経済の発展に多大な効果をもたらすものであることから、早期整備について国等の関係機関に対して積極的な働きかけを行うよう要望します。

また、首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道）など高規格道路へのアクセス道路や地域間ネットワーク道路として非常に重要な役割を担っている主要地方道のうち、慢性的に渋滞を惹起している区間や歩車分離が未整備で危険性の高い区間について、早急に改善を図るよう要望します。

2 頻発・激甚化する大規模自然災害の予防・減災のための社会資本の再整備の促進

(説明)

首都直下地震など巨大地震の発生が予想される中、公共建築物の耐震化は進められてきましたが、頻発・激甚化する大規模自然災害を予防・減災するため、道路や橋梁、トンネル、堤防・護岸などの港湾施設等の社会資本についても、県内企業を有効活用しながら、補修・修繕、更新等の再整備を着実に推進するよう要望します。

3 鉄道網の整備及びネットワーク化の促進

(1) リニア中央新幹線・神奈川県駅整備の促進

(説明)

リニア中央新幹線は、県内においても、川崎市内や相模原市内の非常口で工事が進められているほか、神奈川県駅で掘削工事が本格化するなど、着実に事業進捗が図られています。

県においては、工事実施計画に基づく着実な事業の推進や神奈川県駅等周辺のアクセス道路整備、駅への地元まちづくりの反映、地元企業の事業への参画などについて、事業者であるJR東海はもとより、国や地元市等と協議・調整を進めるなど、リニア中央新幹線の早期開業に向けた取組みを強化するよう要望します。

(2) 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」(平成28年4月)

対象プロジェクト路線（本県関係6路線）の早期実現

(説明)

交通政策審議会の答申対象プロジェクト路線について、早期実現を図り、地域経済の発展につなげよう、目標を定め、関係自治体、鉄道事業者、国の連携した積極的な取組みを引き続き要望します。

(答申対象プロジェクト路線)

- ア 東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローチ線の新設
- イ 小田急小田原線の複々線化及び小田急多摩線の延伸
- ウ 東急田園都市線の複々線化
- エ 横浜3号線の延伸
- オ 横浜環状鉄道の新設
- カ 相鉄いずみ野線の延伸

(3) 東海道新幹線新駅の設置促進とツインシティ構想の早期実現

(説明)

県では、県央・湘南都市圏全体の魅力ある都市づくりに向けて、東海道新幹線新駅を寒川町倉見地区に誘致するとともに、新駅誘致地区周辺と相模川対岸の平塚市大神地区を一体化し、環境と共生する都市づくりを目指す「ツインシティ」の整備や、相模線の複線化等の交通網の整備を進めてきています。

東海道新幹線新駅については、平成28年の国の交通政策審議会答申で相鉄いずみ野線の倉見までの延伸などが示されるとともに、リニア中央新幹線の実現に向けた動きの前進などにより、寒川町倉見地区への新駅誘致の可能性が高まってきておりますので、県においては、早期実現に向けて、機運の醸成や誘致活動の強化など、行政や民間等と一丸となって取組みを一層強化するよう要望します。

(4) 相模線複線化の早期実現

(説明)

相模線は、東海道本線や横浜線など東京・横浜方面に向かう複数の路線と接続し、神奈川県を南北に縦断する都市圏の公共交通として、重要な役割を担っています。

県においては、相模川以西発展に向けた広域的な大量交通機関を目指し、リニア中央新幹線新駅を北の玄関口として、また、東海道新幹線新駅を南の玄関口とする南北方向を結ぶJR相模線の輸送力増強のため、複線化の早期実現に向け一層の尽力を要望します。

【共通要望】

Ⅲ 商工会議所の中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の充実・強化

中小企業・小規模事業者が、経営の革新や改善、持続的発展を遂げていくには、何よりも身近に“良き相談相手”が必要です。この役割を担うのが、商工会議所等に配置されている「経営指導員」であり、地域振興事業費補助金として予算措置されています。

現在、県内 14 商工会議所では、この補助金等を活用し、約 140 名の経営指導員が、中小企業・小規模事業者のニーズに応え、年間約 8 万件を超える日常相談・指導を行うなど、経営支援の中核を担うとともに、商店街振興、観光振興等の支援にも関わり実績を上げています。

そうした中、その業務密度は年々高まり、特に、平成 26 年度の改正小規模支援法により業務はよりきめ細かなものとなり（経営発達支援）、事業者に寄り添った伴走型支援を実施しています。また、事業承継や働き方改革、消費税軽減税率などの政策課題のほか、令和元年 7 月からは中小企業強靭化法に基づく中小企業・小規模事業者の事業継続力強化支援が新たに業務とされ、経営指導の現場は慢性的なマンパワー不足にあります。

加えて、今回のコロナ禍では、令和 2 年 1 月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、資金繰り支援等の経営相談に対応するとともに、国や県からの要請を受け、各種支援策の周知・活用支援や事業の再開・再起に向けた支援に邁進しています。今後も新型コロナウイルスの影響の長期化が見込まれる中で、一層の支援が必要になるため、さらなるマンパワー不足が強く危惧されています。

県においては、地域振興事業費補助金の担う役割を十分に考慮のうえ、経営指導員の経営支援がより積極的に展開できるよう、商工会議所の経営指導員体制の拡充に向け、同補助金の確保・充実を要望します。

このほか、経営指導員による中小企業・小規模事業者に対する商工会議所の経営支援体制の充実強化に向けて、平成 23 年度に設置したかながわ中小企業成長支援ステーションの商工会議所支援機能の強化や、地域連携推進事業費補助金の継続・充実、地域県政総合センターと商工会議所等のさらなる機関連携強化と体制整備などについても要望します。

【重点要望】

- 1 コロナ禍の中で中小企業・小規模事業者を支え続けた経営指導員に関する支援の充実・強化

【要望項目】

- 2 商工会議所の経営支援力の強化に向けた一層の支援（かながわ中小企業支援ステーションの商工会議所支援機能の強化）
- 3 地域連携推進事業費補助金の継続・充実
- 4 地域県政総合センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と体制整備
- 5 経営発達支援計画の実行を促す支援策の継続・充実の国への働きかけと認定商工会議所向けの県支援策の創設
- 6 商工会議所会館整備への財政支援の継続・拡充

[説明資料]

1 コロナ禍の中で中小企業・小規模事業者を支え続けた経営指導員に関する支援の充実・強化【重点要望】

(説明)

現在、経営指導員は、従来業務に加えて、生産性向上・IT支援、働き方改革、事業承継、消費税率軽減税率等の国の政策課題への対応に追われています。さらに、中小企業強靭化法施行に伴う中小・小規模事業者の事業継続力強化支援にも関わるとともに、企業経営の未病改善等の県の施策推進にも邁進しており、年々業務が増大する中にあって、経営指導の現場は、慢性的なマンパワー不足にあります。

特に、今般のコロナ禍では、令和2年1月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経済活動維持に欠かせない「エッセンシャルワーカー」として、事業者の資金繰りなど、各種経営相談に対応しております。国や県からの様々な要請を受け、国の月次支援金をはじめ、県の感染症拡大防止協力金や酒類販売事業者支援給付金、県制度融資、各種補助金など、各種支援策の周知・活用支援や事業の再開・再起に向けた支援を行っています。

このため、来年度においても、商工会議所の現場のマンパワー不足の現状やこの補助金の担う役割を十分に考慮され、経営指導員が経営支援を積極的に展開できるよう、経営指導員体制の強化のために本年度以上の補助金の確保・充実を要望します。

(参考1 経営指導員の業務の変遷)

- 平成26年度の改正小規模支援法により、小規模事業者の持続的発展を支援する「経営発達支援事業」が新たに規定され、これにより、商工会議所は、個社（個々の事業者）の経営戦略まで踏み込んだ支援を実施することになりました。本県では、同事業を推進するための「経営発達支援計画」を平成29年3月にはすべての商工会議所が同計画の認定を受け、同計画に基づき積極的支援を行っています。
- この平成26年度の法改正は、経営指導の現場に大きな変化をもたらし、現在、経営指導員は、経営相談や税務・金融指導等の従来業務（経営改善指導）に加え、経営分析に基づいた事業計画策定・実行支援から収益改善・向上等のフォローアップまで、事業者に寄り添った伴走型支援（経営発達支援）を実施しています。

(参考2 経営指導員の財源の変遷)

- 経営指導員の活動の財源となる「地域振興事業費補助金」は、国の三位一体改革により平成18年度から県単独補助金となりました。その財源は、地方税財政制度（普通地方交付税）において「商工会議所等の事業の助成に関する事務」として都道府県に財源保障されています。

- ・この補助金は、平成 22 年度に、県財政の逼迫等により大幅な減額（14.7%減）が実施されました。翌年一部復元（6.1%増）されましたが、それ以降、ほぼ同水準（平成 22 年度比で約 91%）にありました。
- ・そうした中、県では、令和元年の中小企業強靭化法施行による法定経営指導員の新設等から国により地方交付税の増額措置がされたことなどを踏まえ、令和 2 年度に 9 年ぶりに地域振興事業費補助金の増額措置をしていただき、令和 3 年度においても引き続き増額措置をしていただきました。

2 商工会議所の経営支援力の強化に向けた一層の支援（かながわ中小企業支援ステーションの商工会議所支援機能の強化）

（説明）

県では、平成 23 年度に新たな中小企業支援体制を構築しました。この中で、当時、地域県政総合センターで担っていた県の相談業務を各地商工会議所等に移管・集約する一方、経営・技術の両面から商工会議所等を支援する窓口、さらには、中小企業を支援する窓口として、中小企業診断士を配置したかながわ中小企業成長支援ステーションを設置しました。

現在、支援の現場は、中小企業の抱える課題に即し新たに打ち出される国・県等の支援策や制度改正への対応により、効率的・総合的支援、ワンストップ支援に悩んでいる状況にあり、後方支援の役割を担う同ステーションの機能については、今後一層強化していく必要があると考えています。

県においては、同ステーションの商工会議所支援機能の強化、とりわけ、商工会議所にとって同ステーションをさらに身近なものにする上で、現地（商工会議所等）での情報交換や事業説明会、現地指導など、現地での取組みを強化していただくよう要望します。

3 「地域連携推進事業費補助金」の継続・充実

（説明）

平成 23 年度に、県の相談業務の商工会議所への移管など、県が新たな中小企業支援体制を構築した際に創設した地域連携推進事業費補助金については、地域課題に即応し、商工会議所活動上極めて有用な支援策となっていますので、その継続と充実した予算措置を要望します。

4 地域県政総合センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と体制整備

(説明)

平成 23 年度に、県が新たな中小企業支援体制を構築し、地域県政総合センターの商工相談等の支援業務が、商工会議所・商工会に一本化された一方、同センターの商工部門の縮小により、商工会議所等と同センターとの機関連携が希薄になっています。

商工会議所は、地域経済の活性化に向け管轄地域を第一義に事業を展開していますが、地域県政エリアの広域的課題を解決する役割は同センターが担い、県では、「三浦半島地域圏」、「県央地域圏」等の地域政策圏を設定し、同センターを核に各地域の特性を生かした広域的な地域づくりを進めています。

現在、センターでは、観光振興に加え、商工業に関する情報交換会などを行っていますが、周知啓発と情報共有に止まっています。地域県政エリアを俯瞰した広域連携事業を展開するには、同センターがイニシアティブを發揮し、構成地域の商工会議所等と連携して事業展開をすることが有効かつ効果的です。

県においては、地域県政総合センターのエリアにおける地域経済活性化や観光振興など、県の政策実現に向けて、センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と連携強化・促進のための体制整備を要望します。

5 経営発達支援計画の実行を促す支援策の継続・充実の国への働きかけと認定商工会議所向けの県支援策の創設

(説明)

本県では、平成 29 年 3 月、すべての商工会議所が経営発達支援計画の認定を受け、現在、同計画に基づく積極的な支援を行っており、国では、認定商工会議所向けに伴走型小規模事業者支援推進事業のほか、認定商工会議所の経営支援を効果あるものとするため、日本政策金融公庫による融資制度などを設けています。

県においては、商工会議所が、経営発達支援計画に基づき、より実効ある支援ができるよう、伴走型小規模事業者支援事業の継続・拡充と支援措置の充実を国に働きかけるよう要望します。

また、県においても、認定商工会議所向けに、国の支援と相まって、より小規模事業者の持続的発展に資する特段の支援策の継続・充実を要望します。特に、小規模事業者支援に関しては、令和元年度に県版持続化補助金が創設されましたが、今般のコロナ禍において厳しい状況にある現状を踏まえ、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金等の交付金を活用し、小規模事業者にとって最も身近な相談窓口である商工会議所と密接に連携し

た支援策の創設について要望します。

6 商工会議所会館整備への財政支援の継続・拡充

(説明)

商工会議所会館は、地域の中小企業支援と地域経済活性化の中核的拠点施設ですが、近年では、商工業を支援する他の関係機関等が入居し、商工業者にワンストップサービスを提供する核の機能を果たしています。また、会議室等の集会施設は、地域の利用者の用に供するよう開放され、藤沢警察署と藤沢商工会議所や、大和警察署と大和商工会議所との間で結ばれた大規模災害時における代替施設使用に関する協定に見られるように、建物そのものが防災・復興支援拠点機能も担う準公共的施設の性格を有しています。

現在、県内商工会議所のうち、新会館の建設や会館のリニューアル、大規模修繕等を検討している商工会議所がありますので、県においては、商工会議所会館の役割の重要性を踏まえ、会館整備に対する県の積極的な財政支援を要望します。